行政監査結果に対する措置結果報告 (令和元年度~4年度)

※ 令和元年度~4年度に検討・改善を求めた事項に対して 措置が講じられたもの(11件)

監査委員事務局

令和元年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査テーマ	大 未来をはぐくむ あたたかいまち 中 安心の福祉・介護 小 生活困窮者自立支援事業 について
検討・改善を	関係部署、関係機関との連携のための「支援会議」の設置につい
求める事項	て (P. 55)
	板橋福祉事務所は、地域における生活困窮者に対する早期かつ適切な支援
	を行う観点から、支援会議の設置について検討する必要がある。
	【生活支援課】
	「支援会議」とは、生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定
	により、「会議を組織することができる」(任意設置)とされて
	いる会議体であり、ひきこもりに係るいわゆる 8050 問題への対
	応や、関係機関の狭間で適切な支援が行われないことを防止する
	ことなどにつながるものとされている。
	区の「地域保健福祉計画 実施計画 2025」では、少子高齢化や
	地域のつながりの希薄化などにより顕在化している複雑化・複合
	化した課題(制度の狭間の問題、世帯の複合課題、支援につなが
	らない課題など) へ対応するため、包括的な支援体制の構築を軸
	に、地域共生社会の実現をめざしている。
	これは、行政監査において、検討・改善を求める事項として指
	摘された「支援会議の設置」により目指す目的(地域における生
	活困窮者に対する早期かつ適切な支援)と重なる部分がある。そ
	のため、「支援会議の設置」の検討だけでなく、区の生活困窮者関
	連事業の実施体制を含めた支援体制の構築に係る課題と捉え、事
	業の全体最適の観点から検討を行った。
	区の生活困窮分野においては、経済的に困窮する生活困窮者が
	相談する窓口として、自立支援相談機関(いたばし暮らしのサポ
	ートセンター。以下「いたサポ」という。)を設置している。いた
	サポでは、生活困窮者に対する相談支援を開始する段階から、本
	人の聞き取り内容などをもとに、障がい分野、子ども分野、高齢
	分野などと連携しながら相談支援を行っており、支援を必要とす
	る人の情報共有・支援のつなぎが達成されている。
	また、いたサポが作成したプラン内容を検討する会議体である
	支援調整会議においても、福祉事務所、住宅政策課、社会福祉協
	議会、ハローワークなどの就労支援機関、学習支援事業受託事業
	古、
	者及び弁護士など、様々な関係部署、関係機関と連携しているため、関係機関はのしいない情報状をは適切な支援が実施できてい
	め、関係機関との十分な情報共有と適切な支援が実施できてい
	令和5年度において、包括的な相談支援体制の構築に向けた施

策の一環として、板橋以外の赤塚・志村福祉事務所に自立相談支援機関(いたサポ)の分室を開設するとともに、区の独自事業として、いたサポの板橋本部(板橋福祉事務所4階)にひきこもり・ひとり親専門窓口を開設した。これにより、生活に困窮した区民が、早期に相談できる機会・場所が増えるととともに、8050問題等の課題に対応できる体制を構築した。

加えて、令和5年度から、地域と関係機関をつなぐ「地域福祉コーディネーター」を蓮根・舟渡・志村坂上地区にモデル配置し、生活に係る課題を抱える個人や世帯の相談及びアウトリーチ機能の充実等、様々な観点に基づき、地域における適切な相談支援体制の検証を進めている。

今後は、「支援会議」の設置に替えて上記の支援調整会議及び各種の相談事業等を推進するとともに、地域福祉コーディネーターのモデル配置による検証結果などを参考とし、これまで以上に、地域における生活困窮者に対する早期かつ適切な支援を行っていく。

【以下参考】

生活困窮者自立支援法 (抜粋)

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

「8050問題」とは

長期間引きこもりをしている 50 代前後の子どもを 80 代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する収入や介護に関する問題のこと。

生活困窮者自立支援制度における「支援調整会議」とは

厚生労働省が発出する『生活困窮者自立支援制度に係る自治体 事務マニュアル』において相談支援プロセスの一つとして示され ている会議体である。

自立相談支援機関が作成したプラン案の適切性の協議、支援提供者によるプランの共有、プラン終結時等の評価及び個々のニーズに対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討が主な目的である。

令和2年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査テーマ	大 未来をはぐくむ あたたかいまち 中 魅力ある学び支援 小 区立小・中学校における ICT 化の推進について
検討・改善を求める事項	情報セキュリティ監査の実施について (P.45) 教育支援センターは、学校情報セキュリティ部会の所管部署として、区立小・中学校において、板橋区立学校情報セキュリティ基本方針及び板橋区立学校情報セキュリティ対策基準に規定する対策が守られているか、学校が作成した学校情報セキュリティ実施手順書が適正なものか点検するなど、情報セキュリティ監査を計画的に実施するべきである。
措置結果報告	【教育支援センター】 令和4年11月に学校情報セキュリティ部会を開催し、「学校情報セキュリティ監査実施要領」を策定した。本要領に基づき、令和4年度から学校情報セキュリティ監査を実施している。毎年度15校ずつ実施し、5年間で、全学校に対して実施する予定である。 同監査では、学校が保有する教育に関する情報資産について、学校情報セキュリティポリシー(対策基準、実施手順等)に規定する対策が守られていること等を確認するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。令和4年度は、12月から翌年1月の2か月間に学校を訪問して実施し、再確認を要する事象のあった学校へは、令和5年6月に再度訪問し、改善を確認した。 令和5年度も12月から翌年1月に実施を計画しており、以降も、学校における情報セキュリティ対策が適切に行われるよう、同監査を継続して実施していく。

令和3年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査テーマ	大	未来をはぐくむ あたたかいまち	中	魅力ある学び支援	小	区立生涯学習センターの 運営について
検討・改善を求める事項	間受シン・する難原成し、防	各生涯学習は、 と生間帯は とは とは とは とは とは とは とは とは とは と	は、を体2いでションは、は、たけいでは、といいでも、国際には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	組んでいる社会教育者 制である。防犯カメラ ・3階に各1台設置さ なかった。 引に利用する中高生が ある。 ターの消防訓練の実施 と計練しか行なかった は行われていなが訓練に は行われる消防計練に は利用者と職員と合同 、利用者の安全確保	下省ラス あらたは司を在導にれ 多 状ず。行で 最	(P.49) となり、警備体制は特に夜員(2~4人)及び委託を司いては、大原生涯学習セスト原生涯学習セストの安全管理に対しているが、成増生涯学習セストの安全管理に対しているが、通報訓練、大のおり、通報においては、通報においていなかった。また、もれていなかった。また、もれていなかった。また、もれていなからの出火を想定を見たがあるため、早急な取組をであるため、早急な取組をであるため、早急な取組をであるため、早急な取組をであるため、早急な取組をであるため、早急な取組をであるため、早急な取組をであるため、早急な取組を
措置結果報告	① 者てる びセ不 事たメ 時増	i-youthのおい両委ン審一務、ラ本のいまいでは、 いのでは、 いのでは、 いのが規 いのが規 いのが規 いのが規 いのが規 いのが規 いのが規 いのでは無増るりのででは では無増るりででででででででででででででででででででででででででででででいる。 では、 はる犯ど涯とや検、報) 2 1 3 警力を学かっ対同告一利 1 不 正備メ確習らスしセ・に	時)と 規	、 う	、中学生は19時(保護 一般は21時まとなって 一般は21時となって 学生は21時まとなって 学となっな 等になって が課題と 着はまる 大の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本

この問題を解決し、利用者の安心と安全を確保すべく、令和5年度において予算を計上し、防犯カメラを設置することとした。

【防犯カメラ機器構成 (成増生涯学習センター)】※令和6年3月完了予定

・屋外カメラ 1台
 ・屋内ドームカメラ 10台
 ・液晶モニター 1台
 ・ネットワークレコーダー 1台
 ・ハードディスク 1台

②各生涯学習センターの防災対策について

両センターでは、本指摘の通り、令和元年度・2年度とも、消火訓練、通報訓練、避難訓練を含めた消防訓練を実施していなかった。また、令和3年度は、所管消防署と協議のうえ消防訓練を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施できなかった。

本指摘を受け、利用者の安全確保を最優先するため、今後は組織内で防災関連の研修を行うとともに、両センターで所管消防署の指導の下、令和4年度より消防訓練を毎年度実施することとした。

【消防訓練·避難訓練実施状況】

<令和4年度>

(大原生涯学習センター)

●避難訓練

日時:令和5年2月5日(日)

内容:避難経路の確認及び避難訓練

参加人数:106人(利用者懇談会参加者・センター職員含む)

●消防訓練

日時: 令和5年3月20日(月)

内容:通報訓練、初期消火訓練、避難経路の確認

参加人数:11人(センター職員)

(成増生涯学習センター)

●消防訓練

日時:令和4年11月21日(月) 内容:消火訓練及び通報訓練 参加人数:10人(センター職員)

●避難訓練

日時:令和4年12月21日(日) 内容:避難経路の確認及び避難訓練 参加人数:124人(利用者懇談会参加者・センター職員含む)

今後も、施設内の安全を脅かす事故や災害等の発生に備えて万 全の体制を取ることにより、生涯学習センター利用者の安全及び セキュリティの確保を図っていく。

検討・改善を 求める事項

生涯学習センターの設備更新について (P.49)

設備の劣化による誤作動や故障など、様々なトラブルに対して、毎年、小破修理は行われているが、部品の生産終了により、修理も年々困難になってきている。各生涯学習センターは、利用者の安心・安全を確保するため、施設の老朽化に伴う設備更新について、計画的に工事を実施する必要がある。

措置結果報告

【生涯学習課】

大原生涯学習センターは開設から 49 年、成増生涯学習センターは 39 年が経過しており、施設の劣化は避けて通れない課題である。利用者の安心・安全を担保するためにも、適切な施設・設備の修繕を実施する必要がある。

両センターは委託による保守点検業務に加え、日常業務において継続的に目視によるチェックを行っており、設備劣化の把握に努めている。

その中で令和3年度以降、以下の設備改修・修繕を行っているところである。

また、成増生涯学習センターにおける喫緊の課題であった、2階レクホール空調設備改修についても、令和5年度に予算計上を行い、工事を実施している。(令和5年12月28日完了予定)

<令和3年度>

(大原生涯学習センター)

• 和室改修

(成増生涯学習センター)

排煙窓修繕工事

<令和4年度>

(大原生涯学習センター)

• エレベーター制御リニューアル

(成増生涯学習センター)

- ・エレベーター更新工事
- 受変電設備部品交換工事
- 自動火災報知設備更新工事

<令和5年度>

(大原生涯学習センター)

- 受変電設備部品交換工事
- ・i-youth 旧あいキッズ部分 GHP 空調更新工事

(成増生涯学習センター)

・レクリエーションホール空調熱源機器改修工事

今後も、継続的に劣化状況を把握するとともに、区の財政状況を見据えつつ計画的に修繕工事を実施し、利用者の安全を確保していく。

令和3年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

ገ ሳ	10	十戌年~四门	义立	『国和朱に刈り	9) JE	自但心太拟口
監査テーマ	大	計画を推進する 区政経営	中	_	小	男女共同参画の推進について
検討・改善を求める事項	成:	区は、区基本条例の を推進する立場にあ 、区の審議会等にお	基 つり、	区政の意思決定過程	⊠先し 最に彡	(P.56) して男女平等参画社会の形 多くの女性が参画できるよ 責極的に取り組む必要があ
措置結果報告		男女社会参画課】				
	会に関づ 年年は定た作 月課依スしえ留	付実お等い目度間、し上成当に(頼等、で意属現いのて標) 3重、です該か7文に充、事機のて設全値以%点付、る事け課等つ職委項関た目置庁は降前事属委こ業て)のい委員を等め標及で、、後業機員との、に資て員選まにの値び取第続でと関選と年要対料ヒや定とお、が運り四続推し等定し度綱しをア学にめた。	坂定営狙欠、移てりこた別りて基リ銭おた橋めにん行てし「各関。計対、にン経け「	区の関で動化で業管る にと員委(者留動てるた画とたNi課具 基な名員1委意動が要も(定。56と体 づる簿再会員事画り綱の計めそ ヒ的 き付、任議等項に、」で画てこ委ア手 、属設継体のやいそ以る間で、過ごを 科関情ががの	こう下る引う 選/く コ間根さこう選挙は達下。:も第定グ明 3等拠況りご時選	てし成写 平の六プを記 年(条や約と・定等プ付)と 保護計の実イ ら体綱員のを置る 年がはら。 平過お」把イ 4各員プをしおドップに綱 23実動ス、ガ か議要委のと題設す 中がはら。 平過お」把イ 4各員プをしおドップにが、 中週お」把イ 4各員プをしおドップにが、 中週お」把イ 4各員プをしおドップにが、 中週おした 8管薦と施うるイ
	議庶頼等	で報告・全庁的が務担当係長会によしている。ガイドについて対応方針	な協 い う 報	力を求めたほか、 で改めて内容を属 インでは女性委員 と告書の提出を義	女知 出 当	用を開始しており、庁性委員比率調査の際やし、積極的な取組を依率 20%以下の付属機関けており(従前は「理に対して求めていた)、

令和5年4月1日を基準日とした調査では、19課(29会議体)

より報告書の提出を受けている。

また、新たな取組として、付属機関等を新規に設置する際には、 候補者や関係機関に就任や推薦の依頼を行う前に総務部長との 協議を義務付け、設置当初からの目標達成を目指している。今後 は、対応方針報告書の内容や新規設置時の協議の場を活用し、更 なる女性委員比率の向上に努めていく。

なお、第六次行動計画の期間における女性委員比率推移は、令和3年度31.8%、令和4年度32.0%、令和5年度32.8%となっており、僅かではあるものの上昇傾向となっている。

令和4年度第1回行政監査結果に対する措置結果報告

監査テーマ	大 安心・安全で快 適な緑のまち 中 万全な備えの安 心・安全 小 生活安全の推進について
検討・改善を 求める事項	消費生活相談員の資質向上の支援について (P.52) 未成年者から高齢者まで、幅広い年代の多種多様な相談に適切に対応する ためには、相談員の資質や知識、経験等が大きく影響する。消費者センター は、相談員が国民生活センターや東京都消費生活総合センターが実施する研 修等を受講しやすい環境を整えるなど、資質向上の支援に積極的に取り組む 必要がある。
措置結果報告	【くらしと観光課(消費者センター)】 負担金の全庁的な見直しにより令和4年度は国民生活センターの実施する研修の負担金が削減されたため、研修に参加できなかったが、令和5年度より東京都の消費者行政強化交付金を活用して、研修参加を再開し、年度内に相談員6名が国民生活センター主催の研修を受講する計画で、既に4名が研修を終えている。12月以降は、国民生活センターのオンラインによる研修を受講予定である。 東京都消費生活総合センターでは、法律改正に伴うものや最新の消費者トラブルに対応する研修を受講済みである。また、業界の消費者トラブルに3回の研修を受講済みである。また、業界団体等が主催する研修会等の情報提供し、参加を促している。東京都では、月1回のアドバイザー会議と情報連絡会において、弁護士等の専門家による講義と消費者トラブル対応の情報共有の場があり、相談員が交代で出席し、センター内の相談担当打合せ会で講義内容等を共有している。 今年採用された相談員以外は、ベテランの相談員であるが、積極的に研修等に参加し、最新の知識や情報の修得に意欲的に努めており、資質の向上がなされている。
検討・改善を求める事項	オンラインメディアの活用について (2) SNS (P.52) 防災危機管理課と消費者センターがツイッターを広報メディアとして活用しているが、フォロワー数も少なく、情報を発信しても広く普及・啓発するに至っていない。ツイッターのフォロワー数を増やすための方策を検討する必要がある。また、ユーザ数の多い LINE やフェイスブック、インスタグラム 等の活用についても研究する必要がある。

措置結果報告

【防災危機管理課】

スマートフォンが普及するなど、個人のインターネット利用が 増加している中、オンラインメディアを活用した広報活動の重要 性が高まっている。

防災危機管理課では、災害発生時に防災行政無線やホームページ、防災・緊急情報メールによる情報提供を補完するため、また、防犯に関する情報を発信するため、「板橋区防災・防犯情報 X (旧ツイッター)」の運用を行っている。

このたびの行政監査結果報告書での指摘を受け、フォロワー数増加のため、下記の措置を講じた。

(1) フォローを呼び掛けるイベントの開催

大型ショッピングセンター等で開催する各種防犯キャンペーンの会場において、「板橋区防災・防犯情報 X」をその場でフォローしてくれた方を対象にノベルティを差し上げるイベントを開催した。

(2) 投稿内容の見直し

区の防犯イベント情報等を投稿する際には、内容を分かりやすく伝えるため、画像等を活用することとしたほか、警視庁等の有益な防犯情報を積極的に再投稿するなどし、投稿頻度の増加と内容の充実を図った。

(3) 広報媒体での周知

区ホームページや「防災ガイド・ハザードマップ」などの広報媒体において「板橋区防災・防犯情報 X」の周知に努めた。

その他、区内の犯罪発生情報を広く伝えることで区民一人ひとりの防犯に対する意識を高め、犯罪のない安全・安心なまちの実現をめざすため、令和5年度より運用を開始した区公式 LINE において週1回程度、犯罪発生情報などの防犯情報の投稿を開始した。

上記措置の結果、下記のとおりフォロワー数等が増加した。フォロワー数等を増加及び維持していくためには、継続的な情報発信が重要であるため、引き続き、積極的な投稿を行っていくとともに、画像などを活用した伝わりやすい投稿を増やすなど、上記の取り組みを継続・強化して運用を行っていく。

- ・「板橋区防災・防犯情報 X」フォロワー数
 - 2,324(令和4年4月1日現在)
 - 2,658 (令和5年10月20日現在)

・区公式 LINE で「防災・防犯のお知らせ」の配信を希望している数

5,546 (令和5年10月20日現在)

検討・改善を 求める事項

オンラインメディアの活用について (3)動画配信 (P.53)

動画配信は、区民が自発的に視聴するため、広報・普及啓発効果が高い。 区民に対して、視覚的に訴えることが有効な内容については、積極的に動画 配信を活用していく必要がある。

措置結果報告

【防災危機管理課】

動画配信はスマートフォンなどで手軽に視聴できることから、 リモートでも多くの方の防犯意識啓発を図ることができるため、 広報・普及啓発効果が高いと認識している。

防災危機管理課では、コロナ禍により人を集めての開催が困難であった事業の動画開催や、関係機関・団体と協力し、防犯対策を呼び掛ける動画を作成するなど、動画配信を積極的に活用してきた。

(1)「板橋区犯罪抑止生活安全のつどい」の動画開催

新型コロナウイルスの影響により、区や警察、町会連合会、防犯協会などの関係機関・団体等が一堂に集う「板橋区犯罪抑止生活安全のつどい」のリアル開催が困難であったため動画配信での開催とした。

- ・令和 2 年度 第 29 回板橋区犯罪抑止生活安全のつどい 600 回視聴 (区公式 YouTube)
- ・令和3年度 第30回板橋区犯罪抑止生活安全のつどい 517回視聴 (区公式 YouTube)
- (2) 防犯対策を呼び掛ける動画の作成

防犯に関心が無い人にも注意を促すため、関係機関や区にゆかりのある団体等とコラボし、特殊詐欺や自転車盗難の被害防止を訴える動画を作成した。

・令和2年度 いたばしプロレス、板橋警察署と協力し、特殊 詐欺被害防止を訴える動画を作成

約 6,000 回視聴 (警視庁 YouTube)

・令和3年度 日テレ・東京ヴェルディベレーザ、高島平警察 署と協力し、特殊詐欺、自転車盗難の被害防止を訴える動画 を作成

約 6,000 回視聴 (警視庁 YouTube)

このたびの行政監査結果報告書での指摘を受け、関係機関・団

体等と連携し、以下の動画配信を行った

(1) 令和4年度 3警察署・防犯協会と協力し、防犯意識啓発 動画「守りたいものがある」を作成。

6,710 回視聴 (警視庁 YouTube)

(2) 令和4年度 区地域防災支援課、志村警察署、いたばしプロレスと協力し、区の取り組みを紹介する動画「いたばしプロレスと楽しく学ぶ!板橋区の防犯・防災の取り組み」を作成。

332回視聴 (区 YouTube)

動画配信の結果、多くの視聴回数を得ることができ、広報・普及啓発効果の高さを認識した。今後もより多くの人に興味を持っていただける動画を作成していくため、撮影機材の貸出や動画編集のアドバイスを行っている IT 推進課や広聴広報課との連携を図っていく。

また、動画配信や集合・対面それぞれの特徴を生かしたり、組み合わせたりしながら施策を実施していくことが求められるため、引き続き、関係機関・団体等との連携を深め、視覚的に防犯対策を訴え、区民の防犯意識の更なる向上に努めていく。

検討・改善を 求める事項

板橋セーフティー・ネットワーク参加事業者の拡大について (P.53)

令和4年8月31日現在のネットワーク参加事業者は141団体で、少しずつ増加しているが、令和3年経済センサス活動調査による区内の民営事業所数(16,954事業所)に鑑み、防災危機管理課は産業所管部署等と連携し、参加事業者の更なる拡大に向けた周知方法等の検討が必要である。

措置結果報告

【防災危機管理課】

板橋セーフティー・ネットワーク事業は、区内を中心に業務を 行っている事業者の従業員が本来の業務に防犯の観点を加える ことにより、犯罪の抑止効果と犯罪の早期解決を図っていくこと を目的に実施している。

地域の安心・安全を見守る目を増やすことが、犯罪企図者の犯行を妨げ、地域の犯罪抑止力の向上につながることから、参加事業者の更なる拡大に向けた取り組みが必要である。

このたびの行政監査結果報告書での指摘を受け、参加事業者の更なる拡大に向けて、防災危機管理課では下記の措置を講じた。

(1)産業所管部署との連携

産業所管部署である産業振興課に協力を仰ぎ、板橋産業連合会の加入企業に対してチラシを配布し参加を呼び掛けた。(約

1,400 枚)

(2) 事業周知の拡充

区ホームページ、「広報いたばし」に加え、当課で毎週作成している「最近の犯罪発生情報」でも事業の周知を行った。

(3) 実施基準の見直し

実施基準を見直し、これまで事業者のみとしていた参加対象 者を個人での参加も認めることとした。

上記措置の結果、下記のとおり参加数が増加した。地域の安心・安全を見守る目を増やすことが、安心・安全なまちの実現につながることから、引き続き、積極的な事業周知を行っていくとともに、関係部署や関係団体等との連携を深め、参加者の更なる拡大に努めていく。

・セーフティー・ネットワーク参加状況

団体数;135 人数;9,541人 車両数;4,059台(令和4年4月1日現在)

団体数;147 人数;9,977 人 車両数;4,123 台(令和5年10月 20日現在)

検討・改善を 求める事項

合同パトロールにおける連携体制の強化 (P.53)

地域教育力推進課は、合同パトロールへの参加について、関係機関・団体の協力をさらに求めるとともに、未実施校への働きかけを強化する必要がある。

措置結果報告

【地域教育力推進課】

合同パトロールは、地域教育力推進課が警察署や町会・自治会、 青少年健全育成地区委員会をはじめとする関係機関・団体(以下 「関係機関等」という。)に対し、見守りの強化や各学校 PTA が 主体となり実施するパトロールへの同行などを依頼していると ころである。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、パトロールを中止する PTA が多く見られたことに加え、各学校 PTA によるパトロール活動は年間を通じて実施されており、合同パトロール期間中以外に実施されている PTA も一定数存在することから、合同パトロールへの参加は一部の PTA となっていた。

しかしながら、子どもたちが安心して生活できる環境づくりは、継続して行政・保護者・関係機関等が連携しながら推進していくことが求められるところである。

そこで、各学校 PTA の合同パトロールへの認識・子どもたちの

見守り活動への気運を高めつつ、全学校 PTA が形式を問わず合同パトロールに携わってもらうため、各学校 PTA に対し引き続きパトロールの実施を依頼するとともに、パトロールの形態として「①集団型(参加者全員が、同じルートを巡回する方法)」「②小グループ型(小グループに分かれ、それぞれのルートを巡回する方法)」「③個別対応型(一人ひとりの保護者が、日頃の生活の中で学区域内を適宜見守る方法)」の3種類を提示したうえで、全学校 PTA がいずれかを選択してもらうこととした。

また、子どもたちが安心して生活できる環境づくりを推進するためには、子どもたちの見守り活動を、各学校 PTA と関係機関等が連携をより一層深め、強化することが重要である。こうした視点を踏まえ、地域教育力推進課から各学校 PTA に対し、子ども見守り隊やスクールガードをはじめとする関係機関等へ、積極的な見守りへの協力依頼をしてもらうよう要請するとともに、関係機関等に対しては各学校 PTA から協力依頼を受けた場合の連携について要請した。

さらに、地域教育力推進課職員が合同パトロールに積極的に同行し、関係者同士の連携強化を図った。

加えて、全区立小学校の第1学年児童及びその保護者を対象に毎年配付している「こども110番クリアフォルダー」に、保護者に向けた合同パトロール期間中における見守り活動の強化に関する協力内容を記載することとしたうえで、配付時期をこれまでの6~7月から合同パトロール期間直前の9月へと変更することにより、保護者一人ひとりの合同パトロールに対する気運を上昇させるための周知啓発を行った。

【実績件数】

令和3年度 小学校30校(うち、関係機関等と連携…23校)

中学校1校(うち、関係機関等と連携…1校)

令和4年度 小学校36校(うち、関係機関等と連携…25校)

中学校4校(うち、関係機関等と連携…3校)

令和5年度 小学校50校(うち、関係機関等と連携…36校) 中学校21校(うち、関係機関等と連携…4校)

令和4年度第2回行政監査結果に対する措置結果報告

監査テーマ	大 安心・安全で快 適な緑のまち 中 緑と環境共生 小 区民の環境活動の推進に ついて					
検討・改善を 求める事項	環境情報資料室図書等の活用について (P.71)					
	エコポリスセンターは、環境関係の図書等を取り揃えているが、区民の利					
	便性が一層向上するように、図書等の充実、蔵書目録の公開、区立図書館と					
	の連携などを検討することが必要である。					
措置結果報告	【環境政策課】					
	<図書等の充実>					
	指摘を受け、既存図書を整理した。具体的には、蔵書のうち、					
	情報が古いもの・貸出実績のないもの・使用に耐えなくなったも					
	のは書庫による管理とし、空いたスペースに新刊や話題の図書を					
	面陳列(表紙を前面に向けて配置)した。また新規購入について					
	は、時代に合ったテーマ(SDGs・マイクロプラスチック問題等)					
	の図書、利用者(主に小中学生)のニーズに合った図書(児童書・図鑑等)を採用し、令和4年度は58冊の図書を購入した。					
	新たに公開用蔵書目録を作成し、エコポリスセンターのホーム					
	ページに公開した。これにより、蔵書の有無を事前に確認した上					
	で来館することが可能となった。蔵書目録はタイトル順で表記					
	し、Excel のソート機能で検索ができるようになっている。					
	※蔵書目録への掲載対象は、過去5年間の総貸出件数のうち約					
	9割程度を占めている児童書・図鑑・小説・文庫等の書籍に限					
	定する。					
	<図書館との連携>					
	令和4年度には中央図書館で環境施策の紹介や環境に関する					
	所蔵本の案内を、令和5年度には、高島平図書館でエコポリスセ					
	ンターに関する企画展示を行った。令和5年度の企画展示では内					
	容を充実させ、図書館内のデジタルサイネージで周知を行い、現					
	地で完成させたぬり絵をエコポリスセンター受付に持参すると シールと交換できる仕組みなどを追加した。					
	また、エコポリスセンターの環境情報資料図書室ではボローニ					
	マ絵本館の絵本のコーナー「小さな絵本館」※を設け、相互連携					
	を図っている。					
	※小さな絵本館…絵本を身近に感じ、手に取って楽しめるよう、					
	区立施設やショッピングモール内の赤ちゃんの駅、商店街など					
	に絵本を設置するボローニャ絵本館の取組					